

介護予防・日常生活支援総合事業 重要事項説明書

当事業所は、利用者に対して指定介護予防・日常生活支援総合事業サービスを提供します。事業の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを、次のとおり説明します。

※当事業所の利用は、原則として要介護認定の結果「要支援」と認定された方が対象となります。

※当重要事項説明書は、令和7年8月1日時点での説明書であり、今後変更することもあります。

1.施設経営法人

事業 者 名	社会福祉法人 宇医会
事業 者 在 地	熊本県宇城市不知火町長崎 740 番地
電 話 番 号	0964-32-5551
代 表 者 氏 名	理事長 勝目 康裕
設 立 年 月 日	平成 6 年 2 月 24 日

2.ご利用施設

事業所の名称	蕉夢苑デイサービスセンター
事業所の所在地	熊本県宇城市不知火町長崎 740 番地
電 話 番 号	0964-32-5551
当事業所の運営方針	福祉サービスの原点に立ち返り利用者個々の人権を大切に、 残存能力を引き出し利用者からの選択される指定介護予防・日常生活支援総合事業所となるように努める。 利用者が可能な限り自立生活を営まれるよう、より一層の安全確保に留意し社会的孤立感の解消を図り良質で健全なる介護サービスを提供する。
開 設 年 月 日	平成 7 年 2 月 1 日
サービスの種類	指定介護予防・日常生活支援総合事業 令和 3 年 11 月 1 日指定 事業所番号 4372200354
代 表 者 氏 名	管理者 松浦 誠
サービスの目的	指定介護予防・日常生活支援総合事業は、介護保険法令に従い、 利用者が、その有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、ご契約者に通所介護サービスを提供します。
通常の実施地域	宇城市
利 用 定 員	30 人
営業日及び営業時間	月～土 8：30～17：30
サービス提供時間	月～土 10：00～16：00

当事業所では次の事業も合わせて実施しています。

居 宅 介 護 支 援	
訪 問 介 護 ・ 介 護 予 防 ・ 日 常 生 活 支 援 総 合 事 業	
短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護	定員 20 名
介 護 老 人 福 祉 施 設	定員 50 名

3. 職員の配置状況

当事業所では、利用者に対して指定介護予防・日常生活支援総合事業サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

主な職員の配置状況（職員の配置については、指定規準を遵守しています。）

職 種	常勤換算	指定基準
管 理 者	1 名（兼務）	1 名
介 護 職 員	4 名以上	4 名
生 活 相 談 員	1 名以上	1 名
看 護 職 員	1 名以上	1 名
機 能 訓 練 指 導 員	1 名以上	1 名

※常勤換算：職員それぞれの週あたりの勤務延時間を当事業所における常勤職員の所定勤務時間数で除した数

（例）週 8 時間勤務の介護職員が 5 名いる場合、常勤換算では 1 名
（8 時間×5 名÷40 時間＝1 名）

主な職種の勤務体制

職 種	勤務体制
介 護 職 員	勤務時間 8：30～17：30
看 護 職 員	勤務時間 8：30～17：30
機 能 訓 練 指 導 員	勤務時間 10：00～16：00

4. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、利用者に対して、以下のサービスを提供します。

（1）介護保険の給付対象となるサービス

以下のサービスについての利用料金は、保険者が発行する負担割合証に定める割合とします。

①送迎サービス

ご自宅への送迎を行います。車椅子の専用車両もあります。

②健康状態の確認

検温・脈拍・血圧測定などの健康チェックを行い、体調観察を行います。

③機能訓練サービス

利用者の心身の状況に応じて、機能訓練指導員により、身体機能及び生活機能の向上を目的とする個別の訓練メニューを行います。

④入浴サービス

大浴槽や個浴で、スタッフの介助のもと、安全に入浴ができます。

⑤食事サービス

栄養士の献立により、栄養バランスや食べやすさに配慮した食事を提供します。

⑥レクリエーション

季節ごとの行事の開催や趣味活動・ゲームなどのレクリエーションを楽しめます。

(2) 利用料金

要支援者の場合

サービス利用料金（1回あたり）

1. 基本的サービスにかかる利用料金

下記の料金表によって、利用者の要支援度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額をお支払ください。

（サービスの利用料金は、利用者の要介護度や負担割合に応じて異なります。）

1.ご利用者の要介護度とサービス利用料金	要支援 1 1 回 3840 円 5 回以上 16720 円	要支援 2 1 回 3950 円 9 回以上 34280 円
2.科学的介護推進体制加算	1 月につき 400 円	
3.サービス提供体制強化加算 I	1 月につき 880 円 ※体制変更（人員配置等）により変動も有り	1 月につき 1760 円 ※体制変更（人員配置等）により変動も有り
4.利用料金と各種加算の合計	3840 円+1 月あたりの各加算を合計	3950 円+1 月あたりの各加算を合計

上記の利用料金及び加算合計に下記の「介護職員処遇改善加算」が加算されます
※現行の介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算、介護職員等ベースアップ等支援加算が、令和 6 年 6 月 1 日から、通所介護処遇改善加算 I に変更になります。
通所介護処遇改善加算 I（区分支給限度額基準の算定対象からは除外されます。）

厚生労働大臣が定める基準に適合し介護職員の改善等を実施し、利用者に対して指定通所介護サービスを提供します。

算定率に関しては、厚生労働省が定める算定率によります。

2. その他の利用料金

1. 利用者の住居と同一建物に所在する事業所に対する減算

要支援 1 3760 円 要支援 2 7520 円（減じて算定）

通所介護事業所と同一建物に居住する利用者については、真に送迎が必要な場合を除き送迎分の評価の適正化が行われます

但し、疾病により一時的に送迎が必要であると認められる利用者やその他、やむを得ない事情により、送迎が必要な場合に送迎を行った場合は減算しません。

※利用者がいまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の金額を一旦お支払いただきます。

要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。償還払いとなる場合、利用者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

※利用者に提供する食事の材料にかかる費用は別途いただきます。

※介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、利用者の負担額を変更します。

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス

以下のサービスは、利用料金の全額が利用者の負担となります。

① 食費 食事代：1食あたり 500 円

② レクリエーション 材料等の実費をいただく場合があります。

(3) 利用料金のお支払方法

前記(1)、(2)の料金・費用は、1ヶ月毎に集計し、ご請求します。お支払方法は、翌月の一定日にご指定の金融機関（銀行、郵便局、JA等）からの自動引き落としとさせていただきます。但し、やむを得ない事情の場合は、現金での取り扱いも行います。

(4) 利用の中止、変更、追加

利用予定日の前に利用者の都合により、通所介護サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日の前日までに事業者申し出てください。

(5) その他

円滑かつ一体的なサービス提供をするために、サービス担当者会議等で、利用者もしくはご家族の情報を使用する必要があります。この場合には、あらかじめ利用者もしくはご家族に説明し同意を得たうえで使用します。同意を得た場合は同意書に署名をいただきます。

5. 秘密保持に関して

職員は、業務上知りえた利用者又はその家族の秘密を保持します。職員であった者に、業務上知りえた利用者又はその家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容とします。

6. 緊急時の対応

サービスの実施中に、利用者の病状の急変、その他緊急事態が生じた時には、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告します。

7. 事故発生時の対応

① 事故が発生した場合には、その原因を分析し、市町村等の関係機関、利用者及びその家族に対して速やかに報告を行なうとともに、必要な措置を講ずるものとします。

② 賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行なうものとします。

③ 万一の事故に備えて「介護保険・社会福祉事業者総合保険」に加入しています。

④ その他

- ア．市町村が行う文書その他の物件の提出もしくは提示の求め又は市町村の職員からの質問もしくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、助言に従って必要な改善を行います。
- イ．国民健康保険団体連合会が行う調査についても上記と同様とします。
- ウ．利用者から契約解除の申し出があった場合は、居宅介護支援事業者等への連絡、適当な他の指定介護予防・日常生活支援総合事業等の紹介を行います。
- エ．介護サービス計画の変更の場合には、速やかに対応します。

8. 苦情の受付について

(1) 当事業所における苦情の受け付け

当事業所における苦情やご相談は、以下の専門窓口で受け付けます。

○苦情窓口

職名 生活相談員 担当者 徳永哲夫

※担当者が不在の時は他の職員が対応いたします。

○受付時間 毎週日曜日～土曜日 8：30～17：30

○苦情ボックスをホーム玄関ホールに設置しています。

○電子メール アドレス：uikai@isis.ocn.ne.jp

(2) 行政機関その他苦情受付機関

宇 城 市 役 所 介 護 保 険 担 当 課	宇城市松橋町大野 85 電話 0964-32-1111 9：00～17：00
国 民 健 康 保 険 団 体 連 合 会	熊本市東区健軍 1 丁目 18 番 7 号 介護サービス苦情相談窓口 電話 096-214-1101（直通） FAX096-214-1105 8：30～17：00
熊 本 県 社 会 福 祉 協 議 会	熊本市中央区南千反畑町 3 番 7 号 電話 096-324-5454 9：00～17：00

(3) 円滑かつ迅速に苦情解決を行なうための体制・手順

別紙「苦情等対応マニュアル」をご参照ください。

9. 個人情報について

サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合がありますので、あらかじめご了承ください。別紙「個人情報に関する基本方針、利用目的」をご参照ください。

10. 提供するサービスの第三者評価の実施について

熊本県福祉サービス第三者評価について未受審。

11. 感染症や災害時の対応強化について

感染症や災害が発生した場合であっても必要な介護サービスが安定的、継続的に提供できる体制を構築いたします。

・ 12. 利用者の権利擁護、虐待防止について

虐待の発生又はその再発を防止するための措置(虐待の発生又はその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修の実施)を講じていきます。

虐待を発見した場合は速やかに市町村へ報告をします。

・ 13. 身体拘束等について

利用者又は、その他の利用者等の生命又は身体の保護をするため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束を行ってはならないこととし、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

14. ハラスメント防止のための取組み

当事業所は、適切な介護サービスの提供を確保する観点から、職場内において従業者に対する以下のハラスメントの防止の為に必要な措置を講じます。ここでいうハラスメントとは、行為者を限定せず優越的な地位または関係を用いたり、拒否、回避が困難な状況下で下記①から③のいずれかの行為に該当するものとします。

- ① 身体的な力を使って危害を及ぼす行為（回避して危害を免れた場合も含む）
（パワー・ハラスメント、カスタマー・ハラスメント、他）
- ② 個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり貶めたりする行為
（パワー・ハラスメント、カスタマー・ハラスメント、他）
- ③ 意に沿わない性的な誘いかけ、好意的態度の要求等、性的な嫌がらせ
（セクシャル・ハラスメント）

事業所からの申し出により契約解除させていただく場合

契約者またはその家族等によるセクシュアルハラスメントやパワーハラスメント等のハラスメント言動（カスタマーハラスメント）が認められ、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合には、当施設から契約解除させていただくことがあります。